

宇城市長 様

なお、井戸等の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【現在の住所】

注) 【現在の住所】と同じ場合は記入不要。

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

（当該井戸※を共有し共同で利用する世帯の代表者）

- 1 被災日時 令和 年 月 日
2 災害名 (災害名称) 令和8年熊本地震による災害
3 井戸に関する状況

	水道を利用しておらず、自宅の敷地内にある井戸が飲用水を得る唯一の手段であり、当該井戸※を復旧させることが飲用水を得る唯一の手段であり、共同で井戸を復旧させようとする場合は、今後、将来にわたって唯一の水源として使用及び維持管理することについて、申込世帯全員合意しています。また、以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めないことから、井戸等を修理しない場合、自宅に住むことができません。 ☐ 井戸に被害を受けたものの構造等の問題により洗浄の実施が困難です。 ☐ 井戸の洗浄を実施したものの機能の回復が図られていません。 ☐ 井戸に損傷がなく、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷です。 ☐ 被災しなかった世帯の既設井戸を複数世帯で共用するためのポンプ・配管等整備です。
チェック	井戸等を修理することで自宅に住み続けることができます。（例①：全壊しているが修理する。例②：半壊等しており修理する（解体しない。）。例③：一部損壊だが修理不要。例④：被害がない。）
チェック	わたしの現在の収入や状況では修理をすることが困難です。（ここで確認した場合、様式第2号「資力に関する申出書」は不要です。）
チェック	この申込みにかかる応急修理により井戸の機能が回復した場合、地域の断水が解消するまでの間、周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力をします。

注) 該当する場合には左の枠内に該当する旨の記号 (「✓」や「レ」等) を付けてください。

自治体記入欄	受付欄
	市町村にて受付日・受付番号を記載